

お取引様各位

2014/02/12

消費税法改訂に伴う対応のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別なお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先の閣議決定により確定いたしました消費税率変更に関して、弊社に於ける対応を下記の通りご案内申し上げます。
ご理解の程何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1) 新税率の適用

消費税率の変更となる2014年4月1日以降に弊社が納めさせていただく制作物につきましては、お見積書、契約（業務請負契約書）等に現行消費税5%の記載がある場合を含め、※経過措置適用の場合を除き、原則新税率8%を適用させていただきます。

※経過措置：2013年9月30日迄に締結した契約（業務請負書）につきましては納品が新税率適用日（2014年4月1日）以降であっても、消費税5%を適用いたします。

以上

東京都渋谷区恵比寿西 2-20-17 代官山サンライトビル
VERY INTERNATIONAL JAPAN 株式会社

03-5456-6481